

飯館村の汚染実態、除染限界、二地域居住シナリオ

糸長 浩 司*

* 日本大学生物資源科学部

Key Words : 1) 飯館村、2) 東京電力原発災害、3) 放射能汚染、4) 除染限界、4) 森林・木材汚染、5) 2地域居住、6) 邑の復興

はじめに

2016年2月25日、東京電力は、会社の当時の危機管理マニュアルに沿えば、事故発生後から3日目に原子炉のメルトダウンが判断できたことを、事故を初めて明らかにした。事故後5年経過した今、この重大な事故の真相を明らかにするという非常に不誠実な事実の発表をした。このメルトダウン宣言が当初されていれば、飯館村民を始めてとして多くの福島県民、その他の国民の健康防衛、生活防衛、コミュニティ防衛のシナリオとその後の再建・復興対策も今日とは大きな差があったと思う。真実を隠蔽することの負債は大きいと言わねばならない。

全村での放射能被曝災害以前から、住民と行政の協働型むらづくりを支援してきた飯館村の、発災後の支援活動は、多角的な研究者、環境グループ、村民有志との協働で進めて、早や5年が経過する。筆者にとっては、まだ、2011年3月の段階で時が止まっている感もある。被災した村民の多くもそうであろう。発災後、客観的情報開示とより安全側に立った村民生活再建、コミュニティ再建の対応策を村当局に、関係研究者として科学的調査とそれに基づく復興提案をしてきたが、残念ながら村当局にはほとんど無視された。一方で、放射能汚染実態分析、除染効果とその限界の科学的な提示、村外での村民の生活再建支援とコミュニティ再建支援活動は、それなりの成果を出してきたともいえる。しかし、行政の予算（国民の税金）を活用した、村外での村民生活再建、コミュニティ再建は何も実現していないという現実もある。この経緯は、本号における飯館村民との座談会においても、村民からの意見でも明らかにされている。

発災直後に、筆者は、放射能汚染された飯館村の対策として以下を村当局等に提案してきた。①分村建設の法的整備と「原発災害復興二拠点居住権」(仮)の補償、避難・分村建設・還村の三権の保障、②「放射能被害者健康維持手帳」(仮)の交付、③定期借地権を設定し、国と東電の補償による分村建設と二重住民票の補償、④分村のエコビレッジ的建設と還村後は体験教育センターとしても活用、⑤放射能汚染土地は、30年～50年の定期借地権を国が設定し、帰村条件ができれば村民に権利を戻す、⑥国は借地を放射能廃棄物の捨て場にしない。⑦定期借地期間の村民の一時帰宅権の保持の7項目である。そして、このことを実現する上で、飯館村が築き上げた村民主体の村づくりを再度基礎とした復興計画づくりを行い、帰還以外の多様な選択を村民ができるよう移住、二地域居住の政策展開が求められていると提案した。津波災害の高所移転に相当する規模の大きな「原発災害集団移住集落・村・

町」の国策的事業展開の必要性を訴えた。そして、子ども達や村民達のためのリフレッシュ保養環境支援や、移住先での生活・仕事補償のための対策のための支援活動の継続の意向を述べた。

残念ながら上記の提案の何も実現していないに等しい。筆者の提案は空虚な提案であったのか、先例のないより斬新的な災害対応理念と手法・制度の構築は日本人にはできないのかと思う。



図1 までのいな避難村提案図 (2011年4月)



図2 福島市内西部、飯館村民分村新設構想案 (2014年糸長研究室)

1. 邑の復興とは何か

2016年1月1日現在、飯館村民の県外避難者は511人、県内避難者は6217人という全村避難状況が続く。圧倒的な山林汚染の中

で、筆者らの調査によっても除染の限界も明確であり、国が進める平成 29 年春の帰還政策は無謀である。村当局は、復興計画の元に、膨大な補助金を活用して中央公民館設、道の駅新設、復興公営住宅・村営住宅の建設等の公共施設整備を復興計画の目玉としている。村の復興計画には、「戻れない村民のための支援」は書かれているが、残念ながら、村外の村民の生活再建、コミュニティ再建についての具体的な支援は希薄であり、それに対する村民の「行政不信」大きくなってきているといえる。

2014 年秋に村民の半数以上の参加で、「飯館村民救済申し立団」が結成され、他の ADR 申立村民グループ達と共同で、政府の帰還宣言の閣議決定を村が反対するよう村に要請したが、村当局は国の解除指針に従う見解で、村民達の声を聞こうとしない。村外の仮設学校を廃止して村内での学校再開を提案している。それに対する親たちの反対と心配は、村民座談会でも語られている。

年金生活の高齢者にとっては帰還しか選択肢のない状況が強いられる。原発棄民という状況が心配される。飯館村当局による災害復興が、村の物理的・空間的復興がメインで、村民達の生活再建、コミュニティ再建・復興でないことは非常に残念である。

2. 「自然との共生居住権」の崩壊と農のある避難生活

里山暮らし、「自然との共生居住権」による生活が放射能汚染により喪失し、その豊かな居住権が一瞬の内に破壊された。山菜や松茸を採り、沢水を飲み、沢水は田んぼを潤し、惜しい米を育むという里山暮らしが破壊された。四季折々の里地里山の収穫を喜び、みんなで祭りをする。先祖が開拓した里山には牛が放牧され、美味しい牛乳と肉を提供してくれる。大地とともに生きてきた村の暮らしが、長期的に放射能汚染され、喪失した。

被災直後、筆者は長期的な避難生活が強いられると予想し、農的な営みもできる避難村づくりを「までない避難村」として提案したが実現はできていない。ただ、その後の仮設住宅の周囲や、避難先での避難民達による共同菜園が多く作られ、一種の「農のある避難村」の様子が現れた。避難民達の自主的、共同的努力によるものであり、農の力を改めて感じる。

3. 二重コミュニティの葛藤

飯館村の復興は現在両義的である。帰村施策優位の村当局と帰村希望村民による飯館村復興計画と復興事業、帰村を選択せず避難先での一定期間定住、永住を希望する村民達の生活再建・コミュニティ再建である。飯館村の HP は、2015 年 11 月からは、村民の避難生活形態の中に、「住宅取得・親族宅等」を入れざるを得ないほど、村民の村外での自立再建住宅の取得が始まっている。

2016 年 1 月 1 日で、県内避難 2729 世帯、人口 6204 人に対して、「住宅取得・親族宅等」は 800 世帯(29%)2250 人(36%)となり、仮設住宅は 524 世帯(19%)955 人(15%)、借り上げ住宅は 1201 世帯(44%)、2,592 人(42%)である。2013 年 1 月 1 日で、県内避難 2835 世帯、人口 6147 人に対して、仮設住宅は 596 世帯(21%)1173

人(19%)、借り上げ住宅は 1710 世帯(60%)、3,981 人(65%)である。仮設住宅戸数は減少し、各地の仮設での空き家も目立ってきている。5 年経過した中で、若い世帯での村外での生活・仕事拠点、子供の教育拠点は明確となってきた。高齢者世帯でも村外の生活拠点づくりと合わせて村内の自宅改築の動向もあり、個々の村民での 2 地域居住の生活は具現化してきているともいえる。

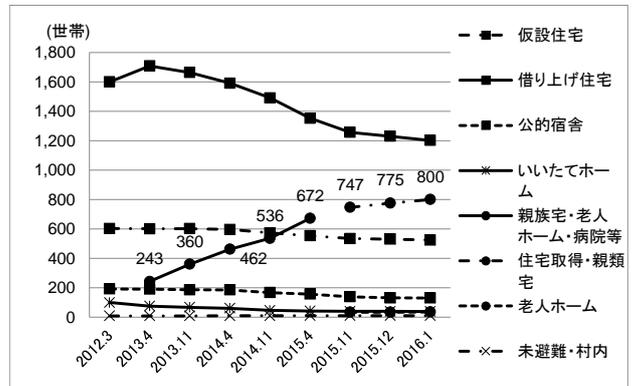


図 3 住居形態別の避難状況推移 (飯館村の HP を加工作成)

表 1 飯館村行政区長聞き取り調査結果

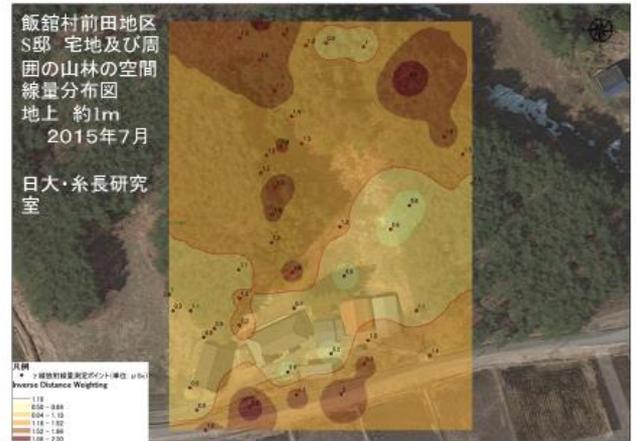
(2015 年 12 月 浦上健司 作成)

<p>1. 避難中における行政区活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会や会議のほか、行政区や組、班等のコミュニティで旅行等の交流を行っている例も多い。 ・ 草刈等の集落管理の共同作業を介した交流を手がけている行政区も多い。 ・ 祭り等の行事は休止中のものが多い。 ・ 避難後、老人会や婦人会、子供会等を活動休止させた行政区がある。 ・ かわら版等の発行は4行政区。 <p>2. 帰村に向けた準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰村者は2~3割程度のところが多い(二地域居住者と合わせると8割程度という行政区もある)。 ・ 一方、行政区解散を示唆する行政区もある。 ・ 多くの行政区では農地や環境維持管理に向けて、復興組合を設立済み、設立予定。 ・ 除染農地で農業再開に積極的な行政区もある。 ・ 消防団の再構築は困難、対応には限界も... ・ 独居高齢者等の見守り等の限界、グループホーム等の整備への期待。 <p>3. 地縁コミュニティ維持・再建に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置き場、仮々置き場の賃貸料の一部を、行政区等に貯めておく事例。 ・ 行政区の合併による効率化の必要性。 ・ 帰村者が集落の担い手として活躍できる間は何とか地域を守る... ・ しかし、その先は見通せない... <p>4. 村外居住者等と地縁コミュニティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二地域居住、村外居住選択者たちとの情報共有、交流の仕組みの検討。 ・ 村外居住選択者の村外コミュニティの再構築。 ・ 村外居住者の行政区への関与度の希薄化、脱退者の発生への危惧。

20 の行政区長への聞き取り調査を研究室の浦上と 2015 年 12 月に実施したが、行政区解体が危ぶまれる地区もある。今後の帰村は高齢者が主体となり、農地管理、消防、環境管理、行事等の維持をする主体が減少し、コミュニティのハード・ソフトの崩壊が危惧される。帰村(2 地域居住形態も含む)し、農地管理、集落環境の維持を図る覚悟を語る行政区長もいる。帰村し、集落環境の維持に努力する村民と戻れない村民の意識の中に亀裂が生じ、かつての地縁コミュニティの希薄化、弱体化が危惧される。

4. 住宅汚染と除染の限界

住宅内外・里山の放射性セシウム(以下Cs)量を測定すると、森林に近い室内での線量が高く、床面より天井面が高く、一階より二階の線量が高いことは明らかである。室内でのCsの付着も震災当時はあったことも明確である。宅地及び周囲20mの山林除染により、室内で線量は半減程低減し除染効果は見られるが、除染した土壌下部に相当量のCsが残存している宅地もある。除染後宅地の土壌深15~20cmに、Csが2万Bq/kg(2014年7月)近く付着したままの宅地もある。Cs137の半減期は30年であり、90年で1/8に低減するが、長期的に地中に固定化されたままとなる。



2014年7月飯舘村・浪江町・南相馬市内の住宅調査結果 日大・糸長研究室

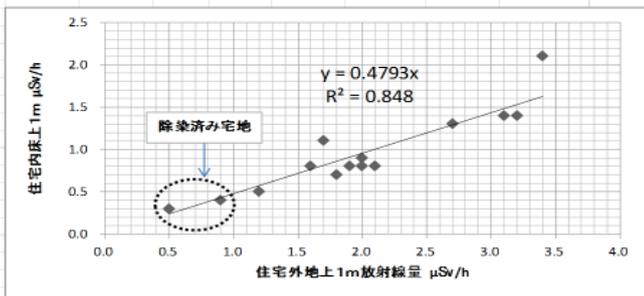


図4 飯舘村・浪江町・川俣町内の住宅汚染調査 (2014年)

森林除染の限界も明確である。飯舘村は8割近くが森林である。宅地周囲20mの斜面林の落ち葉等は除去されるが、土壌削除は斜面崩壊の心配もあり、それはできない。筆者の実証拠点の飯舘村内の農業小屋、農地と周囲20mの森林で、落ち葉除染後の表土0~5cm層の放射性Csは2万Bq/kg程度は付着したままである。今後の雨水等での流出での宅地、農地への再汚染の心配もある。

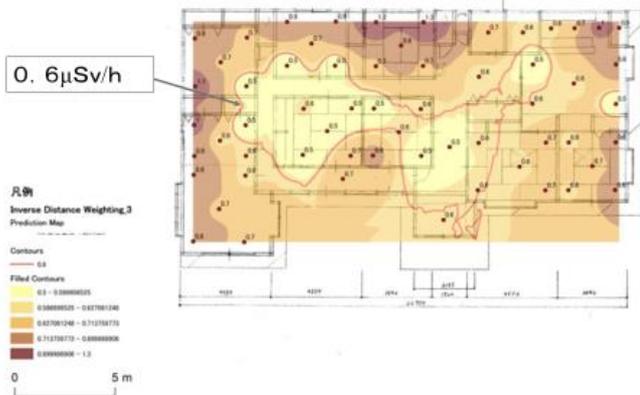


図5 飯舘村前田地区S邸 住宅内一階床 放射線量図 2013年7月 除染前 日大・糸長研究室

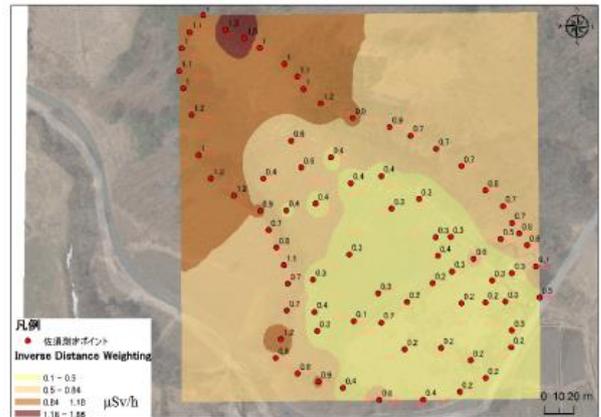
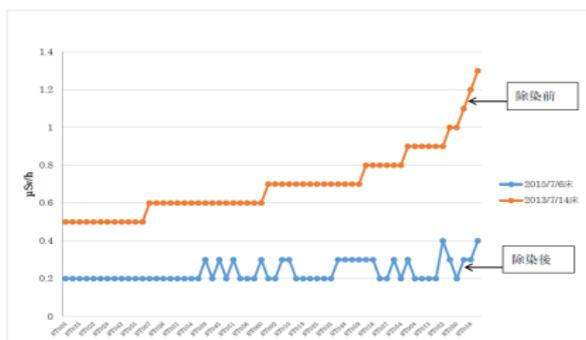


図7 飯舘村佐須(避難区域解除準備区域)のKT小屋・農林地の空間線量(1m)図 2016年1月23日調査結果 2014年秋除染済 日大・糸長、浦上、關

図6 S邸 住宅内放射線量 一階床面 除染前後での比較図 2013年(除染前)と2015年(除染後) 日大・糸長研究室



5. 里山と木材の放射能汚染と喫弊の課題

深刻な里山と木材放射能汚染問題は喫弊の課題である。樹皮には何千Bq/kgの放射性Csが付着している。当初は芯材への移行はない、あるいは少ないという知見があったが、筆者が2015年12月に飯舘村の杉を村民に伐採してもらい測定した結果は下記である。杉の根本の土壌5cm層では、Csは26500Bq/kgとなる。伐採した杉の幹では、樹皮のCsは13900Bq/kg、辺材120Bq/kg、芯材400Bq/kgである。同じ村民宅で1年前に伐採し納屋保管した杉は、樹皮でCs4800Bq/kg、辺材430Bq/kg、芯材960Bq/kgであった。杉は樹皮から芯に急激にCsが移行しているといえる。林野庁は497Bq/kgの木材で6面覆った四畳半の室内での被曝

